別紙

「（仮称）下筌・松原揚水発電所新設計画計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、九州電力株式会社が、大分県日田市及び熊本県阿蘇郡小国町において、既設の下筌ダム及び松原ダムが有する発電用の利水容量を活用し、出力10万kW級の揚水式の水力発電所を新たに設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であり、さらに、揚水発電は太陽光や風力等の再生可能エネルギーの出力変動を吸収し、需給バランスの調整を行う調整力として機能することが期待される。一方、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や生物多様性の観点を含めた環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和６年５月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業者は、地域と共生した再生可能エネルギーの導入のため、本事業計画について関係機関等との意見交換の場を設け、そこでの意見を環境影響評価の項目の選定、調査、予測及び評価の手法の検討並びに環境保全措置の検討に反映することとしており、一定の配慮が認められる。

一方、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカ及びハヤブサの生息が確認されている。また、想定区域の一部には、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定されている水源かん養保安林等が存在しているほか、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第３回調査（特定植物群落）で特定植物群落に選定されている「河岸断がいのアラカシ林」が存在している。さらに、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき指定されている砂防指定地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき指定されている地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき指定されている急傾斜地崩壊危険区域、山地災害危険地区調査要領（平成18年７月林野庁）に基づく山腹崩壊危険地区及び地すべり危険地区が存在している。加えて、想定区域及びその周辺の一部は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定されている耶馬日田英彦山国定公園の第２種特別地域及び普通地域と重複しているほか、想定区域及びその周辺には、湧水、地下水等を利用する水源が30か所程度存在している。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

１．総論

（１）対象事業実施区域の設定

本配慮書では、水力発電設備及び附帯設備（以下「水力発電設備等」という。）や土捨場を設置する可能性がある区域を広く想定区域として設定した上で、本事業の実施による動植物等への影響に係る調査、予測及び評価が実施されている。一方、想定区域の一部には、森林法に基づき指定されている水源かん養保安林等、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第３回調査（特定植物群落）で特定植物群落に選定されている「河岸断がいのアラカシ林」、砂防法に基づき指定されている砂防指定地、地すべり等防止法に基づき指定されている地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定されている急傾斜地崩壊危険区域並びに山地災害危険地区調査要領に基づく山腹崩壊危険地区及び地すべり危険地区が存在している。また、想定区域の一部は、自然公園法に基づき指定されている耶馬日田英彦山国定公園の第２種特別地域及び普通地域と重複している。これらのことから、事業の位置の選定に当たって、これらの要素が十分に考慮されていない懸念がある。

このため、対象事業実施区域の検討に当たっては、想定区域からの絞り込みに関する検討経緯を方法書以降の図書に適切に記載するとともに、本意見での指摘及び関係機関等との調整を踏まえた上で、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映すること。

（２）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

（３）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

２．各論

（１）水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、水源かん養保安林等が存在するほか、湧水、地下水等を利用する水源が30か所程度存在している。また、導水路の大部分はトンネル式を採用した上で地下埋設する計画となっていることから、導水路ルートが河川、沢筋等の地下を横断することによる地下水への影響が懸念される。

このため、水力発電設備等の配置・構造（以下「配置等」という。）及び工事計画の検討に当たっては、地下水位の低下による水環境への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。さらに、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

（２）土地の改変による自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域並びに山腹崩壊危険地区及び地すべり危険地区が存在することから、これ

らの地域は土地の改変に慎重を要する地域である。

このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境及び河川、沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、水力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

（3）動植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺では、国内希少種に指定されているクマタカ及びハヤブサの生息が確認されていることから、本事業の実施により餌場等の生息環境及び繁殖行動への影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺の一部は、耶馬日田英彦山国定公園の第２種特別地域及び普通地域と重複しているほか、これらの地域には特定植物群落に選定されている「河岸断がいのアラカシ林」が存在していることから、本事業の実施により想定区域及びその周辺に生息する重要な動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

これらのため、水力発電設備等及び土捨場の配置、工事計画等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、これらの重要な動植物への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。さらに、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、動植物及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。

（4）廃棄物等

本事業の実施により廃棄物及び建設発生土が多く発生するおそれがあるため、今後の工事計画の検討に当たっては、廃棄物及び建設発生土の発生量を極力抑制すること。その上で、発生する廃棄物及び建設発生土については、土質性状等の調査を行い、その結果を踏まえて、可能な限り再生利用又は有効利用を図るとともに、適正な処理を行う計画とすること。